

～～ 夜間・休日（土日・祝日）に戸籍届出をされる方へ ～～

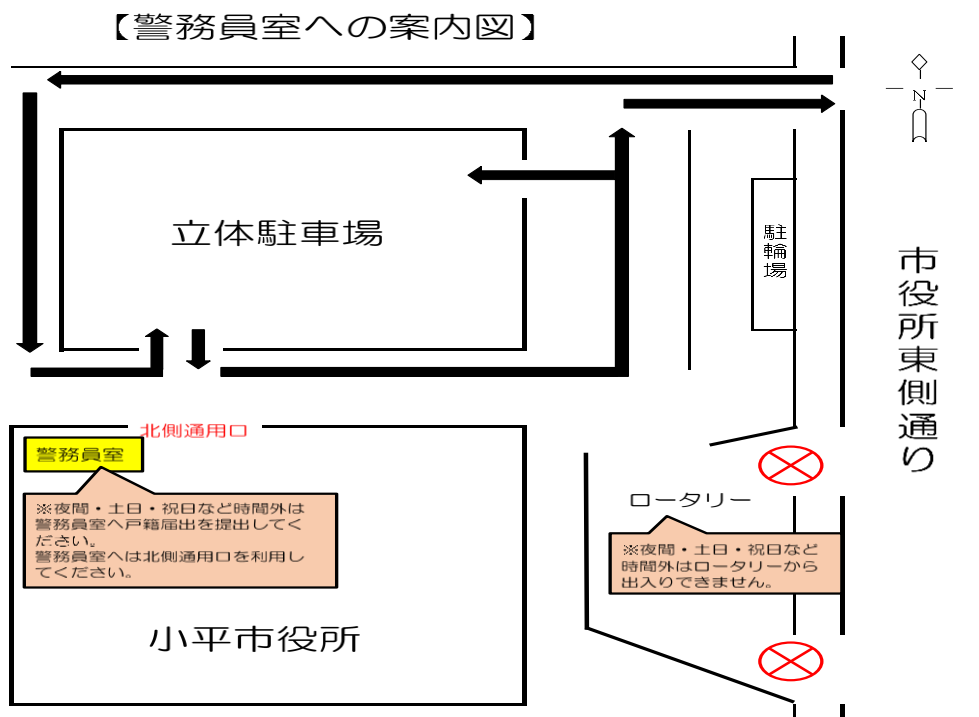
■ 届書の取扱いについて

届出当日は、**警務員室で届書をお預かりのみ行います。**お預かりした届書は、翌開庁日（土曜日は除く）に審査を行います。内容に問題がなければ受付日に遡って受理することとなり、提出した日が戸籍に記載される「届出日」となります。

（例）1月1日の夜間に婚姻届を提出した場合

翌開庁日（1月4日）に審査をし、問題がなければ婚姻日は「1月1日」になります。

■ 警務員室の場所について



■ 届書に不備があった場合について **※重要**

届書中、**重要箇所の不備**（例：記入漏れや誤り、添付書類の不足など）があった場合は、市役所へ来庁して訂正していただくこともあります。翌開庁日の17時までに市役所からご連絡しますので、**必ず連絡の取れる電話番号を届書に記入してください。**

※不備の内容によっては、受理することができず、届書を返戻させていただくこともあります。

翌開庁日の17時までに市役所からの連絡がない場合は、届書は受理されていますので、関係する手続きを進めてください。

市役所で**事前に届書の内容確認**をすることができます
のでご活用ください！



■ 届書ごとに必要となる手続きについて

【出生届】※児童手当の申請など関連する他課でのお手続きは、「出生届手続きチェックシート」をご確認ください。

□出生届出済証明書の受取り

母子健康手帳に貼るタイプの様式になります。翌開庁日の1日後に市役所1階市民課戸籍担当の窓口またはお近くの出張所へ本人確認書類を持参のうえお越しください。

【婚姻届】※婚姻に伴う市役所での各種お手続きは、「婚姻届手続きチェックシート」をご確認ください。

□婚姻後の住民票の請求 窓口請求：1通 250円、コンビニ交付：1通 200円

審査・受理ができた翌開庁日の1日後に市民課窓口またはコンビニ交付で取得可能です。

※小平市に住民登録がある方

□引越し（転入・転居）や世帯合併の手続き

審査・受理ができた翌開庁日の1日後に届出可能です。

※小平市に住民登録がある方

□受理証明書の請求 1通：350円

審査・受理ができた翌開庁日の1日後に市民課窓口で取得可能です。

【離婚届】※児童手当の申請など関連する他課での手続きは、「離婚届手続きチェックシート」をご確認ください。

□離婚後の住民票の請求 窓口請求：1通 250円、コンビニ交付：1通 200円

審査・受理ができた翌開庁日の1日後に市民課窓口またはコンビニ交付で取得可能です。

※小平市に住民登録がある方

□引越し（転出・転居）や世帯分離の手続き

審査・受理ができた翌開庁日の1日後に届出可能です。

※小平市に住民登録がある方

□受理証明書の請求 1通：350円

審査・受理ができた翌開庁日の1日後に市民課窓口で取得可能です。

■ 届書の内容が戸籍謄本に反映されるまでの日数について

小平市が本籍の方（新しい本籍が小平市の方も含む）の場合、審査・受理ができた日から概ね1週間から10日ほどで戸籍に反映されます。本籍が他市区町村（新しい本籍が他市区町村も含む）の場合は、小平市役所での事務処理後本籍地宛に送付しますので、審査・受理ができた日から概ね1週間から10日ほど経過した後、本籍地にお問合せください。

【問合せ】

小平市役所市民課戸籍担当

042-312-1083